

# 放送番組の視聴に係る環境の変化と 放送事業者の取組について

---

平成28年11月4日

総務省

1. 「放送を巡る諸課題検討会」における議論の動向
2. 放送を取り巻く環境変化
3. 放送事業者のネット同時配信に係る取組
4. 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通

# 1. 「放送を巡る諸課題検討会」における議論の動向

近年の技術発展やブロードバンドの普及など視聴者を取りまく環境変化等を踏まえ、放送に関する諸課題について、①日本の経済成長への貢献や市場・サービスのグローバル化への対応、②視聴者利益の確保・拡大等の観点から、中長期的な展望も視野に入れつつ検討を行うため、平成27年11月から開催。

## 1. 検討の背景・目的

近年、情報通信技術の進展により、新しい放送サービス・機器の登場及び魅力ある地域情報の発信は、日本の経済成長の牽引及び地方創生の実現に貢献するものとして期待されている。また、国内はもとより諸外国においても、ブロードバンドの普及はインターネットでの放送番組の動画配信など放送コンテンツの視聴環境に変化を生じさせ、視聴者の様々なデバイス(機器)によるコンテンツの視聴ニーズも大きくなっている。

このような環境変化等を背景として、放送に関する諸課題について、①日本の経済成長への貢献並びに市場及びサービスのグローバル化への対応、②視聴者利益の確保・拡大等の観点から、中長期的な展望も視野に入れた検討を行うことを目的として開催。

## 2. 構成員

多賀谷 一照 (獨協大学法学部教授) 【座長】

新美 育文 (明治大学法学部教授) 【座長代理】

(第11回～)

伊東 晋 (東京理科大学理工学部教授)

岩浪 剛太 (株式会社インフォシティ代表取締役)

大谷 和子 (株式会社日本総合研究所法務部長)

奥 律哉 (株式会社電通電通総研研究主席)

(第1回～第9回)

川住 昌光 (株式会社日本政策投資銀行産業調査部長 (当時))

(第10回～)

竹ヶ原啓介 (株式会社日本政策投資銀行産業調査部長)

北 俊一 (株式会社野村総合研究所上席コンサルタント)

清原 慶子 (三鷹市長)

(第11回～)

小塚 莊一郎 (学習院大学法学部教授)

近藤 則子 (老テク研究会事務局長)

穴戸 常寿 (東京大学大学院法学政治学研究科教授)

末延 吉正 (ジャーナリスト・東海大学教授)

鈴木 陽一 (東北大学情報シナジー機構長・電気通信研究所教授)

(第11回～)

瀬尾 傑 (株式会社講談社第一事業戦略部長兼  
デジタルソリューション部担当部長)

長田 三紀 (全国地域婦人団体連絡協議会事務局長)

三尾 美枝子 (弁護士)

三友 仁志 (早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授)

三膳 孝通 (株式会社インターネットイニシアティブ 技術主幹)

## 1. 環境変化

近年、情報通信分野の技術進展、IoTを含むあらゆる分野のインターネット化の進展とともに、ライフスタイルの変化や社会経済構造の変化等の大きな環境変化が顕在化

- ブロードバンド化の進展
- スマホ・タブレット等のデバイス多様化
- ネット配信サービスの普及・多様化 等

- 視聴者ニーズの変化  
(いつでも、どこでも視聴)
- 若者を中心にテレビ離れ

- 人口・世帯減少や高齢化、地方経済の停滞
- 市場経済のグローバル化、外国資本参入による競争激化
- 産業構造の変化(経済のソフト化・サービス化の進展)

## 2. 課題

- ①新サービス・新事業の創造、経済成長への貢献
- ②新サービス・新事業の展開等に伴う視聴者利益保護

- ③視聴者ニーズや地域課題への十分な対応
- ④地域情報、災害情報を含む国民に必要な情報の円滑な提供

放送・通信全体の枠組みの下、視聴者視点での課題の解決が必要

## 3. 対応の方向性

### (1)新サービスの展開

- ① 放送とネットとの連携等新サービスの展開の促進
- ② 新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護方策の検討
- ③ 今後の地上テレビジョン放送の高度化に係る展開
- ④ 番組ネット配信と放送の関係の検討

### (2)地域に必要な情報流通の確保

- ① 地域コンテンツ受発信のための取組推進
- ② 地域情報の確保
- ③ 地域情報の提供、地域貢献等に必要の規制改革

### (3)新たな時代の公共放送

- ① 今後の業務の在り方
  - ・新たな役割(新サービスの展開、国際放送・地域情報発信の充実・強化)
  - ・既存業務の合理化
- ② 今後の受信料の在り方
  - ・公平負担
  - ・視聴者に納得感のある受信料
- ③ 今後の経営の在り方
  - ・適正な責任ある経営体制の確保
  - ・透明性の確保等

## 放送を巡る諸課題に関する検討会 第一次とりまとめ(平成28年9月9日)(抜粋)

### 【第2章 環境変化を踏まえた放送を巡る諸課題 (1)新サービス・新事業の創造、経済成長への貢献】

放送コンテンツのネット配信サービスの提供を実施していくためには、システムへの負荷の軽減等の技術面での課題に加え、権利処理等やネットワーク利用に係る費用負担の在り方等の検討が必要であり、先行的な取組や関係者からの意見を踏まえて、必要な課題を整理していくことが肝要である。

### 【第3章 今後の具体的な対応の方向性 (1)新サービスの展開】

#### ○視聴者のライフスタイルの変化に対応した地域コンテンツの配信

国民・視聴者側から見れば、マルチデバイス化などを背景として、リアルタイム情報の入手だけではなく、いつでも、どこでも、サービスを享受したい、というライフスタイルの変化に対応した形で、必要な地域コンテンツを入手できる仕組が望ましい。(中略)  
そのため、まずは、スマートフォンで放送番組や関連情報等の地域コンテンツを視聴できる環境を実現する仕組など、視聴者のライフスタイルに応じて地域コンテンツの配信を行っていく仕組を構築していくことが肝要である。

#### ○放送とネットを連携させた高品質のサービスの提供による社会経済発展・地域課題の解決への貢献

スマートテレビでは、ブロードバンドを経由して4K映像を受信できるため、複数の放送事業者がこの機能を活用し、地上放送の放送番組をより高精細な4K映像で視聴できるようにするための実証実験に取り組んでいる。

今後、こうしたサービスが幅広く提供されるようになれば、我が国の経済成長や地域課題の解決にも貢献することが期待される。そのためには、こうしたスマートテレビを起点とする新たな放送サービスを創出し、また、継続的に提供できる環境を整備していくことが期待される。

(中略)

映像コンテンツの大容量化や視聴デバイス、コンテンツ伝送方法の多様化の流れを踏まえ、コンテンツを発信していくための基盤の高度化・効率化に向けた技術規格等についても、必要に応じて放送事業者や通信事業者が連携して検討していくことが必要である。

## ○番組ネット配信と放送の関係の検討

インターネットの普及・展開により、パソコンやスマートフォン、タブレット型端末等を介して、放送事業者が、放送中の放送番組をインターネットで配信することが可能となりつつある。(中略)

こうしたインターネットによる番組配信サービスは、放送に類似するとはいえ放送そのものではなく、通信サービスとして提供されており、放送と全く同一のコンテンツが同時に提供される場合であっても、その法的規律は大きく異なっている。このような状況は、提供者側・視聴者側の双方にとって、必ずしも有益となっていない側面がある。

また、放送と同一のコンテンツを同時に提供する場合には、多くのユーザーが同時に視聴することが想定されるため、システムへの負荷及びネットワークに係る費用負担等を軽減する方策についても十分に検証しておく必要がある。

こうしたことを踏まえ、番組ネット配信と放送の関係について、更なる情報流通の促進や視聴者利益の増進の観点から、ネットで同時配信が行われる際の放送番組の取扱いに係る課題等について、サービス提供の実態や関係者からの意見も踏まえつつ、今後検討を行うことが必要である。

## 【参考】知的財産推進計画2016(平成28年5月9日知的財産戦略本部決定)(抜粋)

(コンテンツ制作現場の環境の改善・取引の適正化)

・コンテンツ制作現場に適正にビジネス活動の利益が還元される環境を整備し、取引の適正化を図るため、独占禁止法及び下請代金支払遅延等防止法を厳正に運用するとともに、クリエイター等の就労環境の改善・向上の重要性にも鑑み、取引適正化に関するガイドラインの普及・啓発を進める。

(インターネットを活用した放送コンテンツの提供に関する検討)

・コンテンツ視聴環境の多様化やビジネスモデルの変化に対応するため、インターネットを活用した放送コンテンツの提供サービスを実施する上での課題について、関係者の議論の動向や意見等を把握し、必要に応じて適切な対応を検討する。

➤ 放送を取り巻く環境変化を踏まえ、今後の放送サービスの展開に当たっては、以下のような課題に対応していく必要がある。

## (1) 新サービス・新事業の創造、経済成長への貢献

放送とネットとの連携等の新サービス・新事業の普及・展開に向けて、先行的な取組の拡大や制度面での見直し、産学官や異業種との連携に向けた場の構築といった試みを積極的に行っていく必要がある。

異業種との連携

新サービス開始に伴う周知・広報

インターネット

放送番組連動コンテンツをネット配信

4K・8K放送

スマートテレビ

IoT、ビッグデータ

多様な主体による多様なサービス

電子商取引・買い物支援

地域課題の解決

訪日外国人向け観光情報の多言語対応

## (3) 視聴者ニーズや地域課題への十分な対応

放送が引き続き視聴者や地域に最も身近なメディアの一つとして位置付けられるため、国民・視聴者や地域に求められる情報をより積極的に提供していく必要がある。

健康・医療サービス

病院

行政サービス

地方自治体

## (2) 新サービス・新事業の展開等に伴う視聴者利益保護

国民・視聴者が、従前の放送と同様に、新サービスを安心・安全に利用できるように、4K・8K受信機に関する分かりやすい周知・広報の方策や、個人情報等の利活用と保護を両立させるようなルール作りが必要。

安心・安全な利用のためのルールづくり

視聴データの利活用

視聴データの収集

地域情報・災害情報の提供

## (4) 地域情報、災害情報を含む国民に必要な情報の円滑な提供

従来の放送の役割を維持しつつ、視聴環境の変化に適切に対応し、地域情報や災害情報を含む、国民・視聴者に必要な情報をより確実かつ円滑に提供していく必要がある。

このような課題について、放送・通信全体の枠組みの下、視聴者視点での課題の解決が必要

## ① 放送とネットとの連携等新サービス等の普及・展開の促進

放送とネットを連携させた高品質のサービスの提供による社会経済発展・地域課題の解決への貢献

視聴者のライフスタイルの変化に対応した地域コンテンツの配信

スマートテレビ等を活用した放送通信連携サービスを活用し、様々な分野(健康・医療、防災等)と連携したサービス構築のための先行モデルとなる実証事業を実施して課題等を検証し、技術規格やルール等を整理することが適当。

スマートフォンで放送番組や関連情報等の地域コンテンツを視聴できる仕組みなど、ライフスタイルに応じて地域コンテンツの配信を行う仕組みの構築が必要。

## ② 新サービスの展開等に伴う視聴者利益保護方策の検討

4K・8K放送と視聴者利益

放送通信連携サービスと視聴者利益

4K・8K受信機に関する情報等について、視聴者にわかりやすい周知・広報が重要であり、速やかに、国と関係事業者、団体等が連携して、その具体的な内容・方法等について、引き続き検討することが適当。

関係事業者等とも連携し、視聴データやインターネット経由のコンテンツ配信に関するルール等の在り方について、引き続き検討することが適当。また、改正個人情報保護法を踏まえ、ガイドラインの改定等のルール整備等についても検討を進めることが適当。

## ③ 今後の地上テレビジョン放送の高度化に係る展開

地上テレビジョン放送の高度化(4K放送等)

必要な研究開発を着実に進め、前向きに検証を行っていくことが重要であり、今後はその課題等について、関係者・有識者の知見を糾合する形で検討を進めることが適当。

## ④ 番組ネット配信と放送の関係の検討

番組ネット配信と放送の関係性

番組ネット配信と放送の関係について、更なる情報流通の促進や視聴者利益の増進の観点から、ネットで同時配信が行われる際の放送番組の取扱いに係る課題等について、サービス提供の実態や関係者からの意見も踏まえつつ、今後の検討を行うことが必要。

### スマートテレビの活用



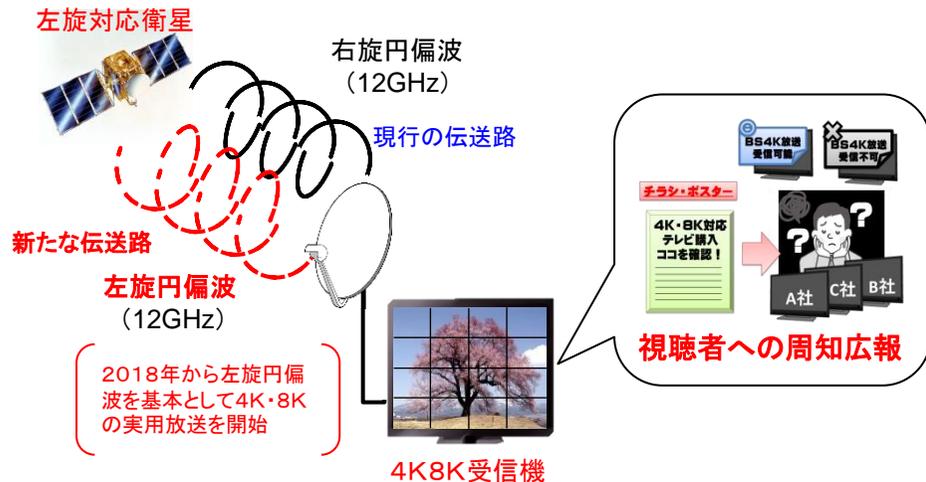
- 様々な分野(健康・医療、防災等)と連携したサービス構築のための先行モデルとなる実証事業を実施して課題等を検証し、技術規格やルール等を整理。

### 放送通信連携サービスと視聴者利益



- 視聴データやインターネット経由のコンテンツ配信に関するルール等を検討。

### 4K・8K放送と視聴者利益



- 4K・8K実用放送を見据え、4K・8K受信機に関する情報等について、国と関係事業者・団体の連携による周知・広報について検討。

### 放送番組のネット配信



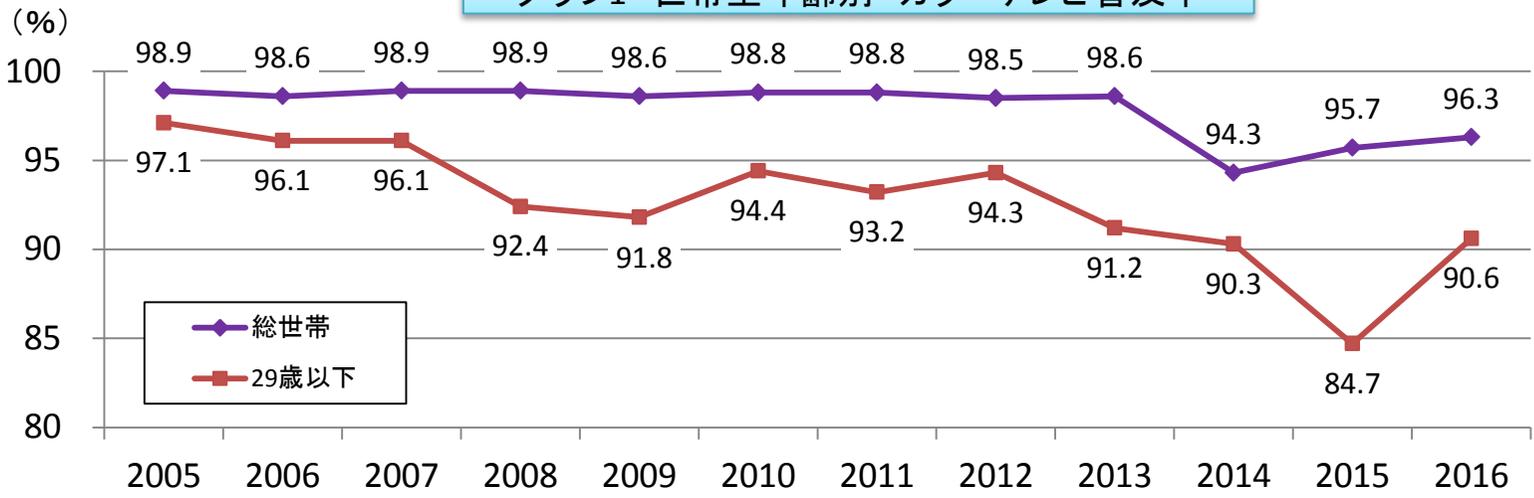
- 情報流通の促進や視聴者利益の増進の観点から、ネットで同時配信が行われる際の放送番組の取扱いに係る課題について検討。

## 2. 放送を取り巻く環境変化

# 放送を取り巻く環境変化①（若者を中心としたテレビ離れ）

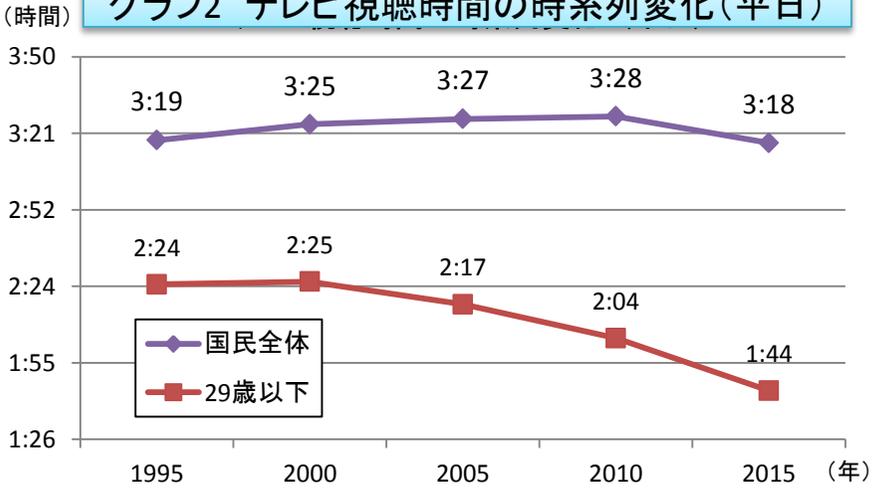
国民全体のテレビ普及率(グラフ1)、平均視聴時間(グラフ2)は減少傾向にあり、1日の中で15分以上テレビを見る人の率(視聴者行為率)(グラフ3)も減少している。  
特に29歳以下世帯における視聴時間や行為者率の減少幅は大きく、若年層を中心にテレビ離れが進んでいる。

グラフ1 世帯主年齢別 カラーテレビ普及率



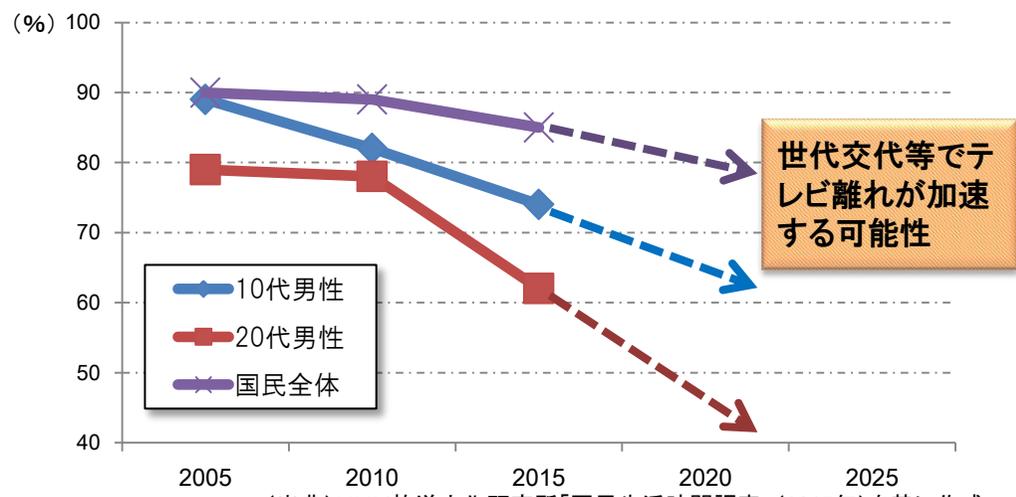
(出典)内閣府「消費動向調査」、 「放送を巡る諸課題に関する検討会」第1回会合 奥構成員説明資料

グラフ2 テレビ視聴時間の時系列変化(平日)



(出典)NHK放送文化研究所「国民生活時間調査」(平成27年)

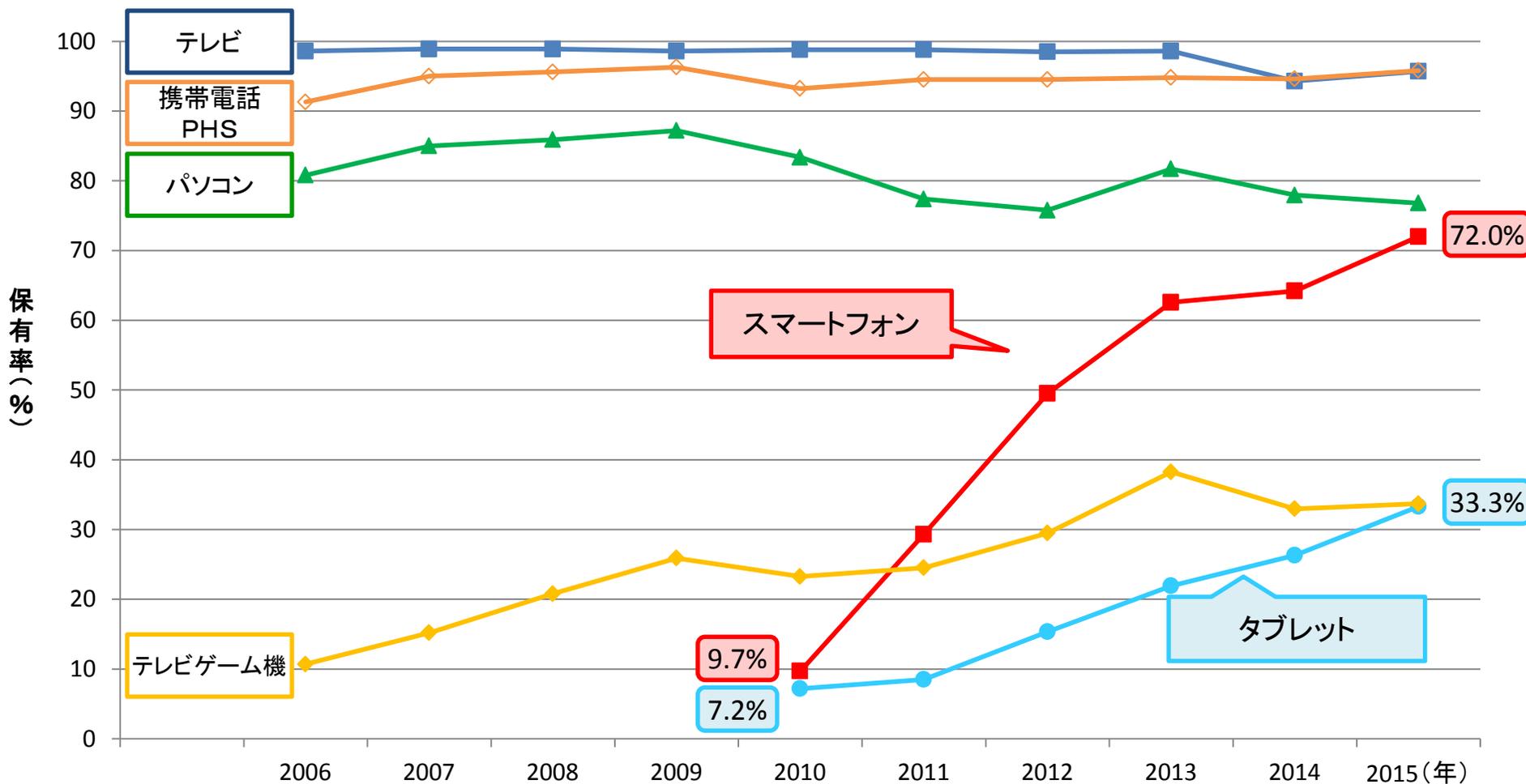
グラフ3 1日15分以上テレビを見る率(「行為者率」:平日平均)



(出典)NHK放送文化研究所「国民生活時間調査」(2015年)を基に作成

ブロードバンドの普及等により、スマートフォンやタブレット等、動画を視聴可能な端末が急速に普及。スマートフォン保有率は2010年9.7%から2015年72%、タブレット保有率は7.2%から2015年33%に推移。

グラフ4 情報通信端末等の世帯保有率の推移



(出典)総務省 平成28年版情報通信白書  
テレビについては、内閣府 消費動向調査

国内の動画配信市場は拡大傾向にあり、世界的に展開する定額制動画配信サービスが日本でもサービスを開始している。

グラフ5 国内動画配信市場規模予測

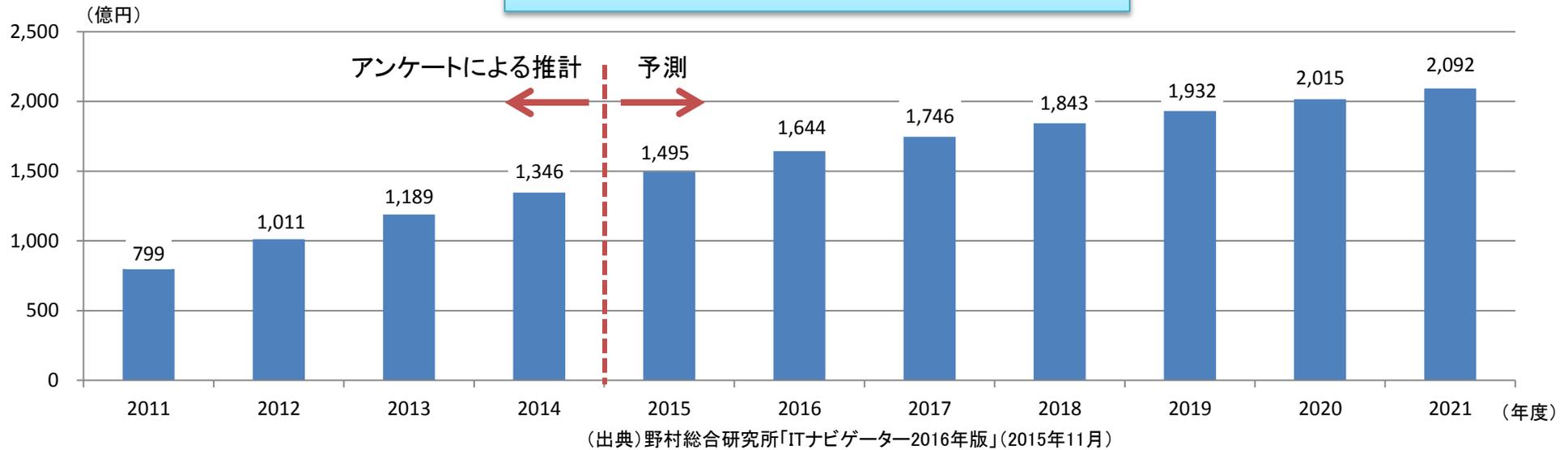


表1 主な定額制動画配信サービス(国内で利用できるサービス)

サービス	サービス開始期	サービス概要
Netflix	米国: 1998年 日本: 2015年	米国においてDVDのオンラインレンタルサービスから参入し、現在は動画配信サービスを中心に全世界に展開している。独占配信、オリジナル配信作品も保有しており有料サービス加入者数は全世界で7500万。日本国内では、ソフトバンクの携帯電話料金やブロードバンドサービスと一括支払い可能。
Amazon プライムビデオ	米国: 2011年 日本: 2015年	日本では2015年よりサービスを提供している。有料サービスのプライム会員は動画以外のコンテンツ(音楽等)も利用可能であり、ネット通販サービスにおいても優遇を受けられる。
Hulu	米国: 2008年 日本: 2011年	2万本以上のコンテンツを視聴でき、国内の有料サービス加入者数は130万人に達する。
NTTドコモ dTV	日本: 2015年	12万本以上のコンテンツを視聴でき、国内の有料動画配信サービスでは最大規模。

(出典)総務省「IoT時代におけるICT産業の構造分析とICTによる経済成長への多面的貢献の検証に関する調査研究」(平成28年)

### 3. 放送事業者のネット同時配信に係る取組等

ユーザの視聴スタイルの多様化に対応すべく、一部の放送事業者において、放送の同時配信に係る取組を実施。

## 【モバイル配信のイメージ】



### 無料放送事業者の動き

東京MX	「エムキャスト」アプリ(2015年7月1日より提供開始)において、同局やウェザーニューズ(2016年1月8日開始)の一部番組を同時配信。
テレビ東京	「NEWSモーニングサテライト」(毎週月～金曜日 5時45分～6時40分放送)をスマートフォン等に同時配信(2015年4月1日開始)。
NHK	1万人の参加者を対象に、1日16時間以内の同時配信実験を実施(平成27年10月～11月、平成28年11月～12月)

### 有料放送事業者の動き

スカパー！	「スカパー！オンデマンド」サービスにおいて、スマートフォン等にスポーツのライブ配信を実施。
J:COM	「J:COMオンデマンド」サービスにおいて、スマートフォン等にライブ配信を実施(スポーツ、ニュース、アニメなど全20チャンネルが対象。J:COMが提供するMVNO端末利用時は、パケット料金無料で視聴可能)。
WOWOW	「WOWOWメンバーズオンデマンド」サービスにおいて、スマートフォン等に一部の放送番組のライブ配信や見逃し配信を実施。
NTTぷらら	「ひかりTVどこでも」アプリにおいて、ひかりTVの一部の専門チャンネルで放送中の番組をスマートフォン等で視聴可能。

### その他の動き

災害情報提供	○熊本地震 ……NHK及び民放各社が地震関連ニュースの同時配信及びアーカイブ配信を実施 (NHKはNHKオンライン、フジテレビはホウドウキョク、テレ朝はAbemaTV、日テレ及びTBSは自社動画サイト) ○北海道台風……北海道テレビが台風関連ニュースをAbemaTVにおいて同時配信
radiko	PC、スマホ向けにラジオ番組の同時配信を実施。放送対象区域の聴取は無料、放送対象区域外での聴取は350円/月(税別)。民放連加盟ラジオ局101局中82局+放送大学が参加。

民間放送事業者も各種動画配信サービスに参画し始めているが、同時配信に係る取組は限定的。

## 動画配信実施状況一覧(2016年10月6日時点)

[民放連調べ]

①有料VODサービス		②無料VODサービス		③テレビ放送の同時配信サービス(定常的サービス)	④番組編成型ストリーミングサービス
自社プラットフォーム	他社プラットフォーム	自社プラットフォーム	他社プラットフォーム		
11社	47社	64社	82社	2社	3社
<ul style="list-style-type: none"> <li>●HTB北海道オンデマンド(北海道テレビ放送)</li> <li>●TBSオンデマンド(TBSテレビ)</li> <li>●日テレオンデマンド(日本テレビ放送網)</li> <li>●スマホDEカンテレ(関西テレビ放送)</li> <li>●KBCオンデマンド(九州朝日放送)など</li> </ul>	※ huluやNetflix、キー局のプラットフォームでローカル局も多数コンテンツを配信	<ul style="list-style-type: none"> <li>●TVer(在京キー5社、一部ローカル局)</li> <li>●テレ朝キャッチアップ(テレビ朝日)</li> <li>●Chuu(中京テレビ放送)</li> <li>●ytv MyDo!(読売テレビ)</li> <li>●南海放送オンデマンド(南海放送)</li> </ul> など	※ YouTubeやGYAOなどのプラットフォームでローカル局も多数コンテンツを配信	<ul style="list-style-type: none"> <li>●News モーニングサテライト(テレビ東京)</li> <li>●エムキャスト(東京MXテレビ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ホウドウキョク(フジテレビ)</li> <li>●カープ動画(中国放送)</li> <li>●ぼるぼるTV(広島ホームテレビ)</li> </ul>

※ 赤字はローカル局のサービス

※ テレビ放送のように番組(コンテンツ)を編成してストリーミング配信するサービスを「番組編成型ストリーミングサービス」と表記

### ローカル局の自社プラットフォーム配信の例



2015年10月より在京民放キー局5社各社が個別に実施している無料ネット動画配信(見逃し視聴サービス)を共通のポータルから利用できる「TVer」を開始。2016年10月28日時点で400万ダウンロードを記録。  
2016年10月より毎日放送、朝日放送の在阪民放2社がサービスに参加。

サービス名	TVer(ティーバー)
開始時期	2015年10月26日
関係民放社	日本テレビ放送網株式会社 株式会社テレビ朝日 株式会社TBSテレビ 株式会社テレビ東京 株式会社フジテレビジョン
提供期間等	放送終了後から次回放送までの 1週間を基本とする
料金	無料
対象デバイス	パソコン、スマートフォン、タブレット
配信 コンテンツ	各社放送中のドラマやバラエティ (2016年10月現在 約100番組 毎週更新)
広告	あり

## TVer(ティーバー)のポータルサイト

The screenshot shows the TVer website interface. At the top, there is a navigation bar with the TVer logo, the text '民放公式テレビポータル', and several menu items: 'お知らせ', 'TVerとは', 'スマー...', '新着', '注目', 'まもなく配信終了', 'Qさがす', 'マイリスト', and '目'. Below the navigation bar, there is a '新着' (New Arrivals) section. The first featured item is a video titled '夜の巷を徘徊する' (Wandering the Streets at Night) with a play button overlay, dated '2016年10月27日放送'. To the right, there are two smaller featured items: 'IQ246〜華麗なる事件簿〜 第3話 10月30日(日)放送分' and '車あるんですけど...? 日本でも再現したい! カポエイラを...'. The background of the featured items shows a woman in a black top in a city street at night and a scene from a car.

NHKは視聴者向けに多様なインターネットサービスを配信

## ○ 放送番組の配信

		放送前番組	放送中番組	既放送番組
国内放送	テレビ	○ 【実績なし】	○ (常時同時配信を除く) 【災害情報等】	○ 【NHK for School】
	ラジオ		○ 【らじる☆らじる】	○ 【マイ語学】
国際放送 (テレビ・ラジオ)	○ 【NHKワールド・オンライン】			

○ 理解増進情報(放送番組の周知・広報のための提供等・番組の内容を解説・補足するもの等)の配信

○ 国内テレビジョン放送の放送番組の試験的な提供(詳細は次項参照)

○ NHKオンデマンドサービス

	試験的提供 A	試験的提供 B
<b>目的</b>	放送を補完するため、国内テレビ放送番組の同時配信サービスの改善・向上の検討に資する。	
<b>配信番組</b>	スポーツイベントの生放送番組等	国内テレビ（総合・教育）の放送番組
<b>対象利用者</b>	一般の利用者	受信契約者（数千人～1万人）
<b>提供期間</b>	イベントの期間（年5件程度）	1週間～3か月（1回当たり）
<b>配信時間</b>	最大4時間程度／日	16時間以内／日
<b>主な検証項目</b>	権利処理上の課題、配信システム、認証方法、費用、視聴ニーズ等	
<b>結果</b>	試験計画を事前に作成・公表の上、試験の結果についても、終了後速やかにホームページで公表。	



## 28年度の実施内容



平成28年6月22日NHK公表

平成28年10月6日NHK公表

内容・時期

「リオデジャネイロオリンピック」  
（8月5日～22日〔18日間〕）

「総合・教育」の一部（1日16時間以内）  
（11月28日～12月18日〔21日間〕）

参加者・方法

登録不要（ネット利用者は誰でも参加可）

1万人以内を予定

検証項目

スポーツ中継の同時配信へのニーズ、  
システム負荷等を検証

視聴ニーズ、システム上の課題、  
権利処理の運用状況等について検証

一部の放送事業者において、ハイブリッドキャストの活用によるブロードバンドを通じた4K映像の配信に係る実証を実施。  
 （NHKにおいては、リオ五輪の一部の競技を対象に実施）

## 【ハイブリッドキャストを用いた4K配信のイメージ】



## 放送事業者による実証

東京MX

2015年3月1日に4K 対応テレビ向け配信実証を実施

フジテレビ

2015年12月12日に4K 対応テレビ向け配信実証を実施

名古屋テレビ

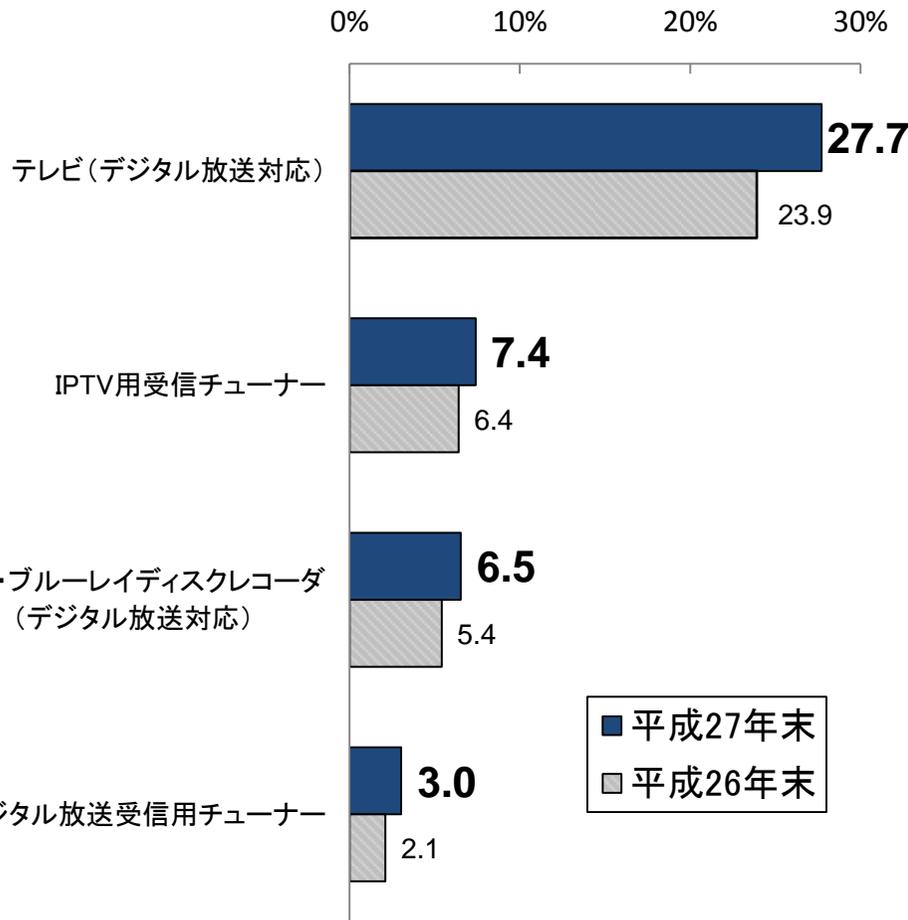
2016年3月27日に4K 対応テレビ向け配信実証を実施

NHK

リオ五輪の一部の競技を4K対応テレビ向け配信実証を実施(2016年8月6日～8月31日)

家庭のテレビのインターネット接続率は上昇し、4K対応テレビの普及が進むなど、テレビの高機能化が進んでいる。

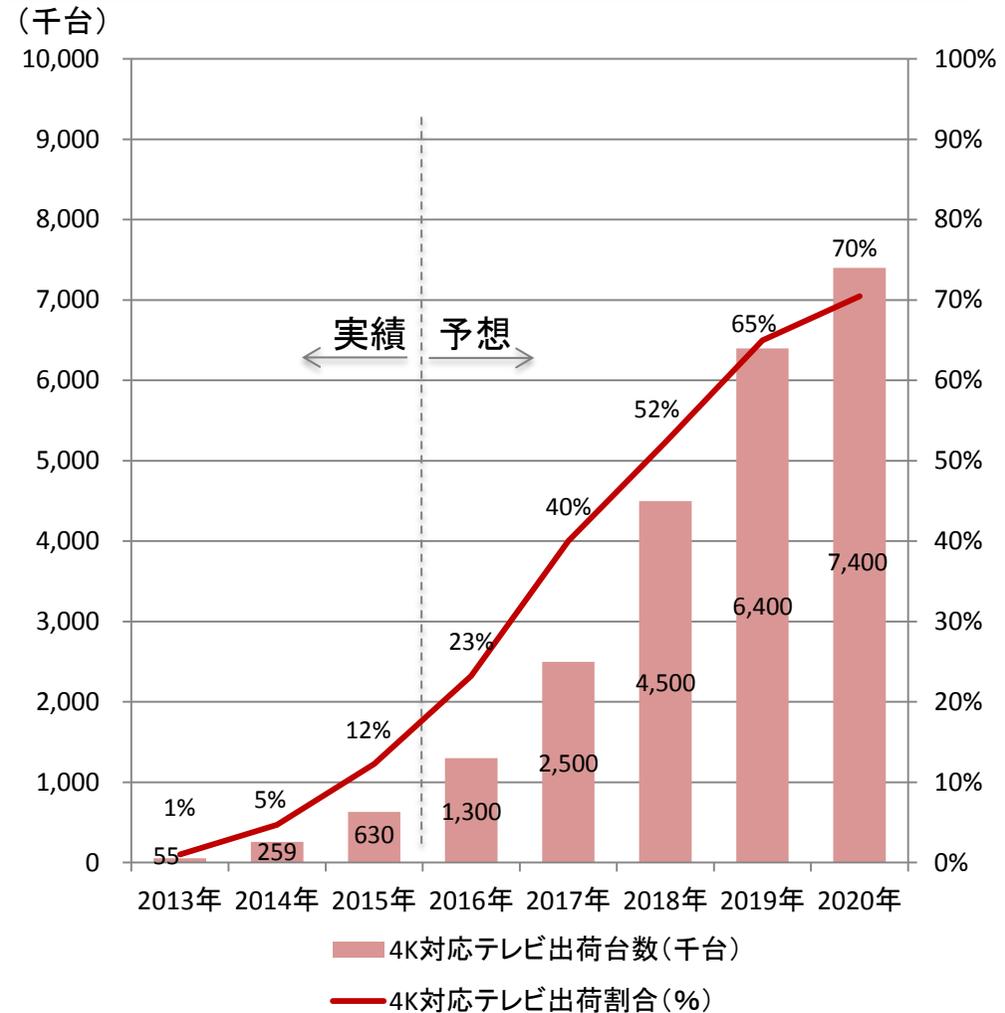
### デジタルテレビ等受信機器とインターネットとの接続状況(世帯)



※ 複数回答可とした設問のため、一部重複を含む。

(出典)総務省 通信利用動向調査(平成26年及び平成27年)

### 4K対応テレビ



(出典) 2015年まで: JEITA「民生用電子機器国内出荷統計」による  
 2016年~2020年: JEITA「AV&IT機器世界需要動向(2016年2月)」による  
 ※数値は年間の合計値  
 ※現在、出荷されている4K(対応)テレビは、ハイブリッドキャスト対応テレビであることが多い

## 放送コンテンツに係る権利

- 国内での初回放送以降、DVD化やネット配信といった二次利用を行うためには、著作権法等に基づき、それぞれ権利者（著作権者・著作隣接権者等）の許諾が必要。

国内での初回放送

無断で放送されない権利  
⇒ 放送の許諾

二次利用（DVD化、ネット配信等）

無断で複製、ネット配信等をされない権利  
⇒ 複製、公衆送信等の許諾

- 放送コンテンツに係る主な著作権、著作隣接権及び民間の契約上の権利

著作権		著作隣接権		民間の契約上の権利
原作 脚本	音楽 (作詞・作曲)	レコード (原盤)	実演 (映像)	スポーツやイベント の中継映像
原作：日本文藝家協会 脚本：日本脚本家連盟 日本シナリオ作家協会	日本音楽著作権協会 (JASRAC) 株式会社NexTone (ネクストーン)	日本レコード協会	映像コンテンツ権利処理機構 (aRma) または 芸能プロダクション	スポーツやイベントの主催者 (いわゆる放映権※)

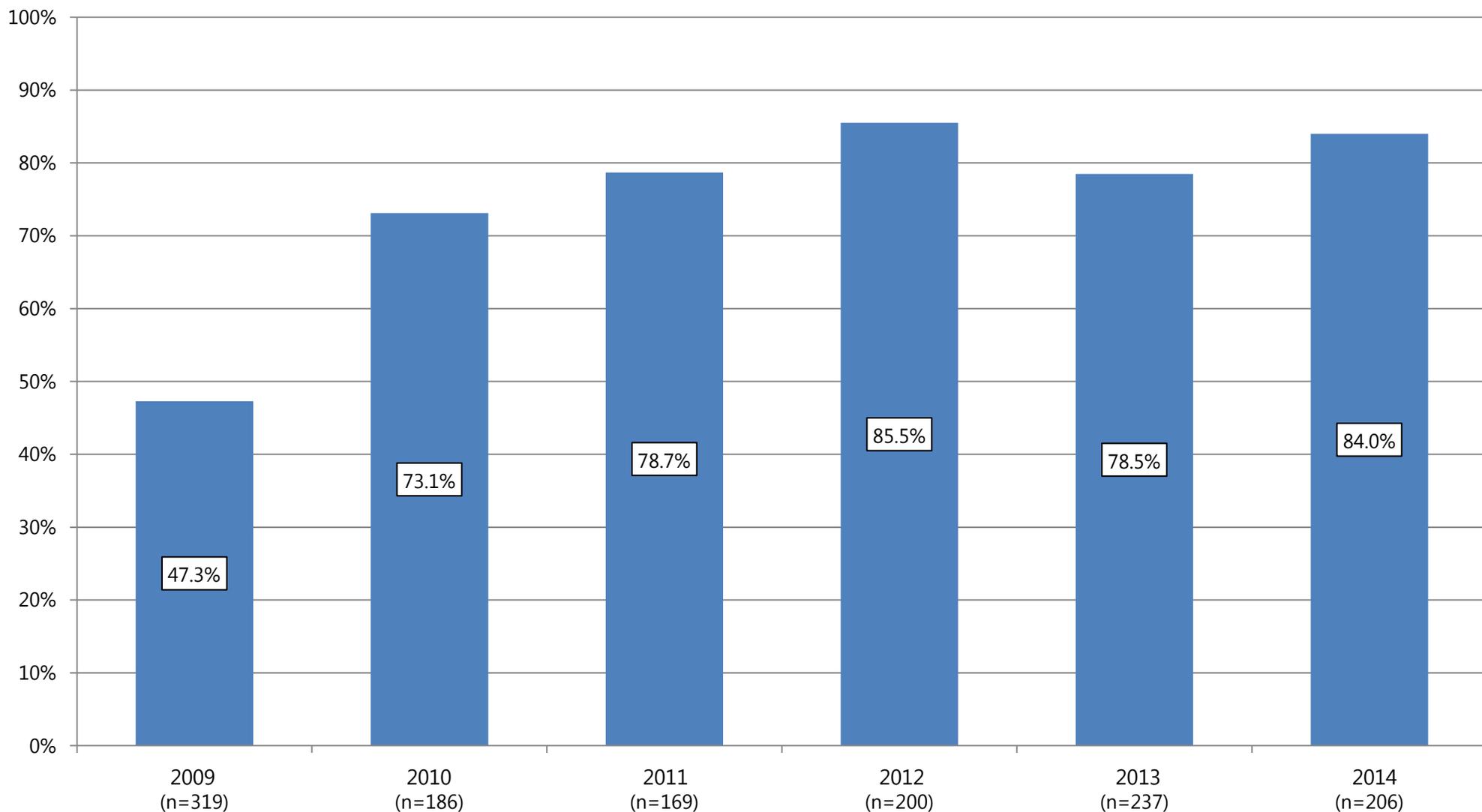
※ 著作権法上の権利ではなく、民間の契約上の権利

権利種別	権利者	法と実態	放送 (地上波の初回放送※の例)	ネット配信 (VOD等の異時配信の例)
著作権	原作者	著作権法	公衆送信権	公衆送信権
		実際の運用	個別許諾	個別許諾
	脚本家	著作権法	公衆送信権	公衆送信権
		実際の運用	個別許諾	個別許諾
	作詞家 作曲家 JASRAC 等	著作権法	公衆送信権	公衆送信権
		実際の運用	包括許諾(各放送事業者)	包括許諾(各放送事業者)
著作隣接権	実演家(映像)	著作権法	放送権	送信可能化権
		実際の運用	個別許諾(芸能プロダクション ⇄ 各放送事業者)	個別許諾(aRma※※ ⇄ 各放送事業者)
	レコード 原盤権者 日本レコード協会	著作権法	報酬請求権	送信可能化権
		実際の運用	包括契約(NHK・民放連)	包括許諾(各放送事業者)

※ 放送事業者が自ら放送番組を製作する場合

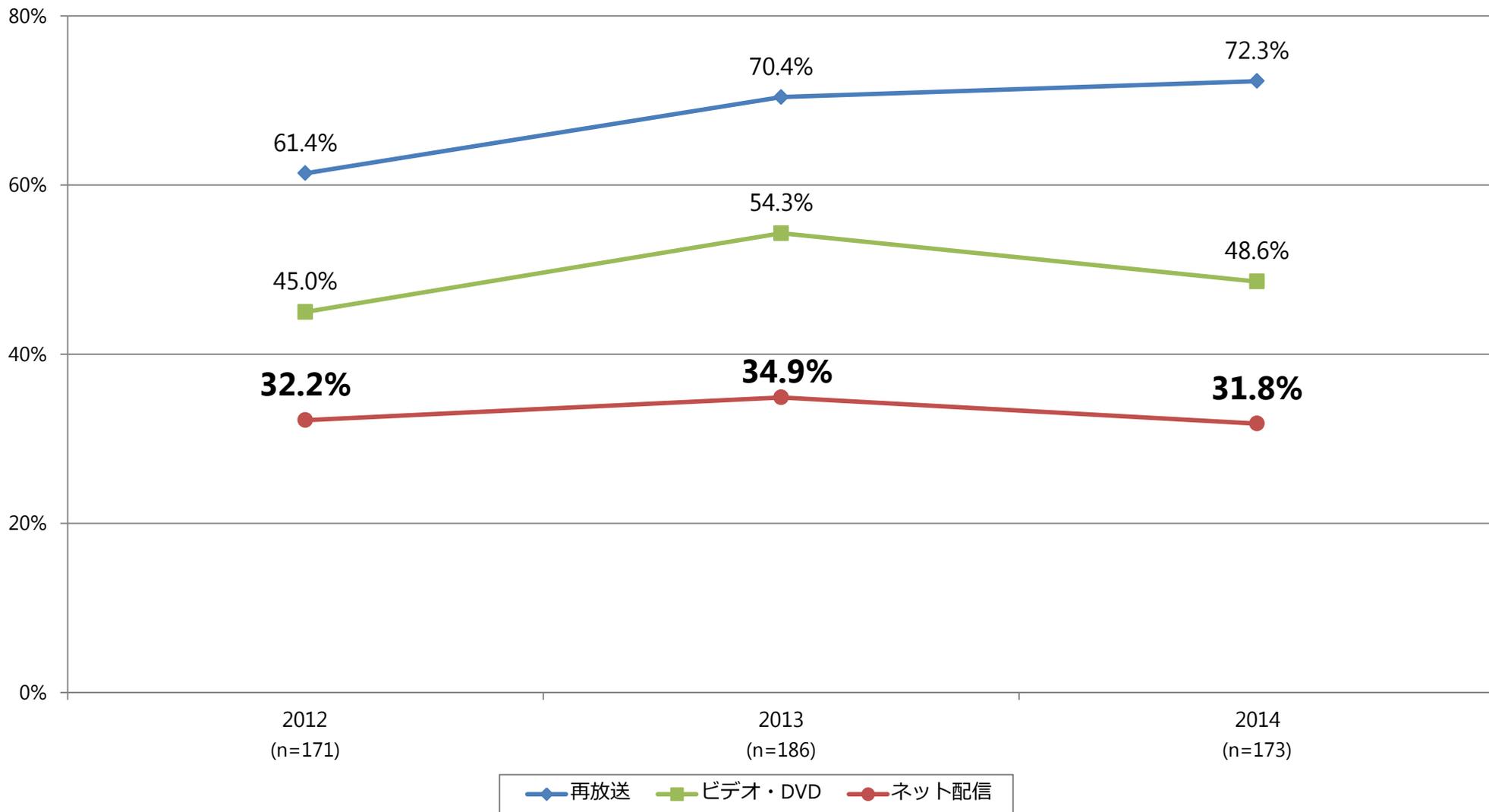
※※ aRma: 一般社団法人 映像コンテンツ権利処理機構 (audiovisual Rights management association)

## 4. 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通



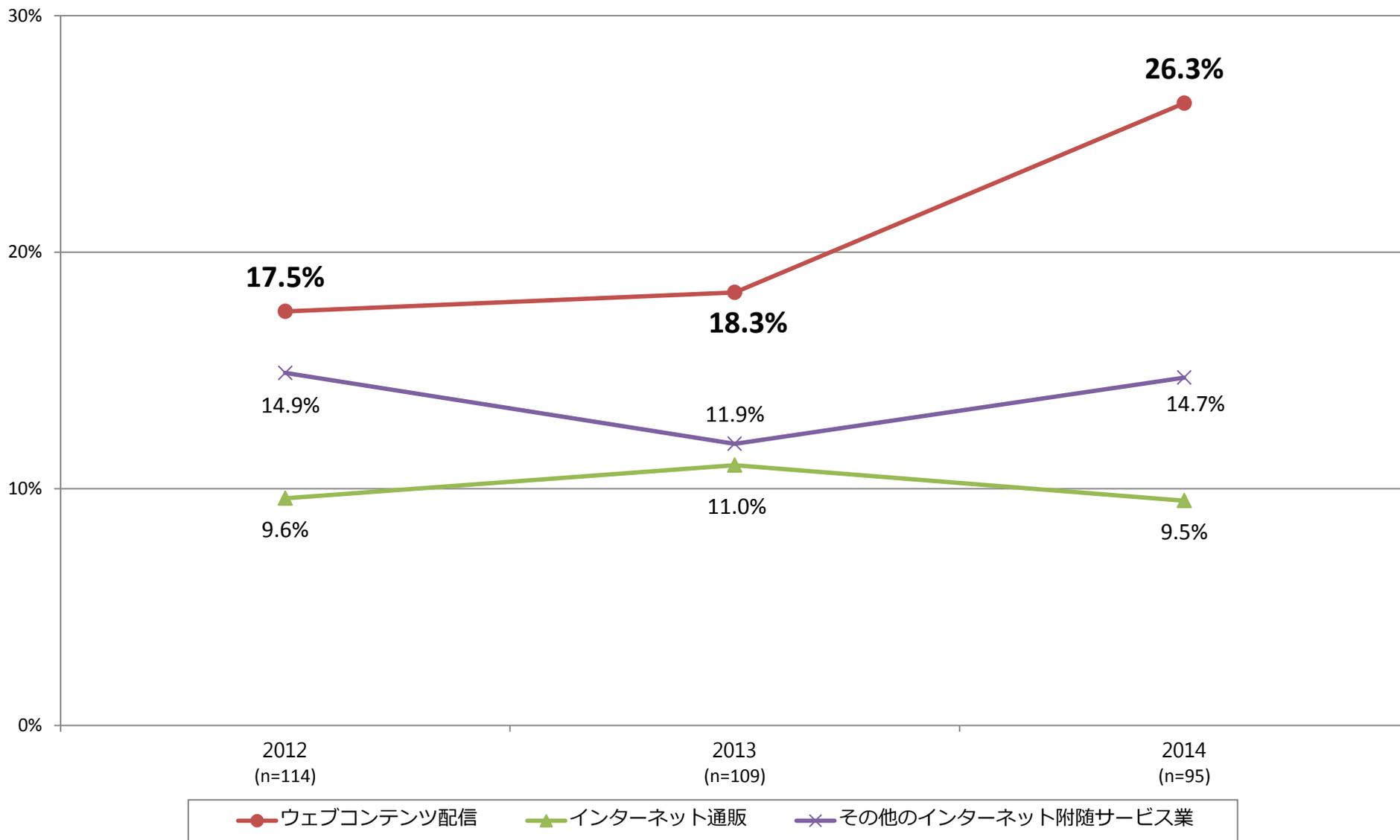
（出典）総務省・経済産業省「平成27年情報通信業基本調査」等をもとに作成

注：「平成27年情報通信業基本調査」の各業種固有事項調査票（放送番組制作業）に回答のあった405社のうち、自社が制作したテレビ放送番組の二次利用状況に関して回答のあった番組製作会社（206社）について集計。各年同様。



（出典）総務省・経済産業省「平成27年情報通信業基本調査」をもとに作成

注：「平成27年情報通信業基本調査」において、自社が制作したテレビ放送番組の二次利用状況に対して回答のあった番組製作会社（206社）のうち、二次利用の形態に関して回答のあった番組製作会社（173社）について集計。各年同様。

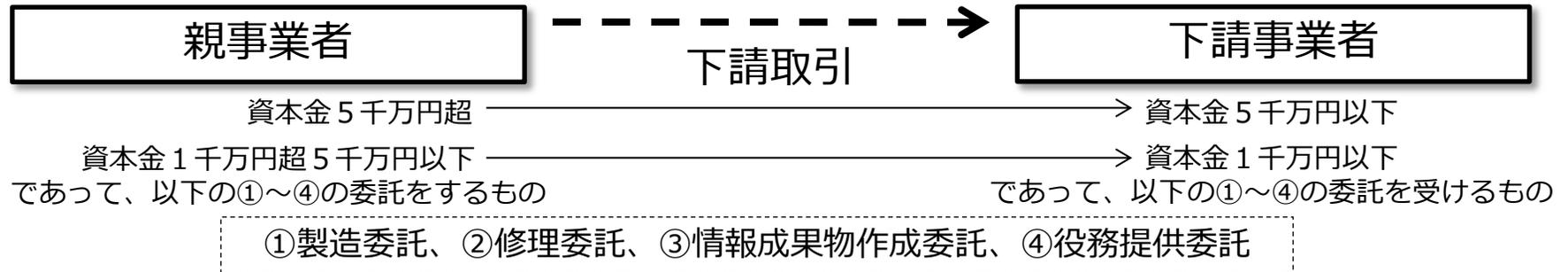


(出典) 総務省・経済産業省「平成27年情報通信業基本調査」等をもとに作成

注：「平成27年情報通信業基本調査」において、今後新たに展開したいと考えている事業に関して回答のあった民間放送事業者（319社）のうち、「新たな分野に事業展開したいと考えている」と回答した（95社）について集計。各年同様。

## 1. 下請法の概要

- **親事業者、下請事業者の定義**（放送コンテンツの製作取引の場合）



- **親事業者に対する 4 つの義務**

①下請代金支払日の決定、②書面の交付、③遅延利息の支払、④書面の作成・保存

- **親事業者に対する 11 の禁止事項**

①受領拒否、②下請代金の支払遅延、③下請代金の減額、④返品、⑤買ったたき、⑥購入・利用強制、⑦報復措置、⑧有償支給原材料等の対価の早期決済、⑨割引困難な手形の交付、⑩不当な経済上の利益の提供要請、⑪不当な給付内容の変更・やり直し

## 2. 放送コンテンツ分野における取組

- 総務省では、平成 21 年に「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」を策定し、放送事業者、放送番組製作会社の双方に、放送コンテンツの製作取引の一層の適正化を促しているところ。

- なお、放送コンテンツを含む、以下の 16 の業種において、同様に、下請法を対象としたガイドラインが策定されている。

①素形材、②自動車、③産業機械・航空機等、④情報通信機器、⑤繊維、⑥情報サービス・ソフトウェア、⑦広告、⑧建設業、⑨トラック運送業、⑩建材・住宅設備産業、⑪**放送コンテンツ**、⑫鉄鋼、⑬化学、⑭紙・加工品、⑮印刷、⑯アニメーション制作業

## 1. 背景

- 総務省は、下請代金支払遅延等防止法の対象である「情報成果物作成委託」に係る取引の適正化に対応するため、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」を平成21年2月に策定。

## 2. ガイドラインの目的

- ① 放送コンテンツ製作に関するインセンティブ向上を図り、もって、我が国における放送の発展を目的とする。
- ② 自由な競争環境を整備しながら、番組製作会社のコンテンツ製作に係るインセンティブや創意工夫の意欲を削ぐような取引慣行の改善、及び番組製作に携わる業界全体の向上を目指す。

## 3. 問題となり得る事例の列挙

- 放送事業者から番組製作会社へのコンテンツ製作委託に関し、問題となり得る以下の類型につき、問題となり得る具体的な事例を列挙
  - 1 トンネル会社の規制について
  - 2 発注書及び契約書の交付、交付時期について
  - 3 支払期日の起算日について
  - 4 不当な経済上の利益の提供要請（著作権の帰属（納入した番組・素材）、窓口業務）について
  - 5 買ったたきについて
  - 6 不当な給付内容の変更及びやり直しについて
  - 7 放送番組に用いる楽曲に係る製作取引に関する課題について
  - 8 アニメの製作発注に関する課題について
  - 9 出資強制に関する課題について
  - 10 契約形態と取引実態の相違に関する課題について

## 4. 望ましい行為の列挙

- 問題となり得る行為に加え、次の例のような望ましいと考えられる行為も列挙
  - ・ 企画公募の枠の番組について、放送局は「放送権」のみ購入し、著作権は製作会社に帰属させる
  - ・ 製作会社が著作権を放送局に譲渡する場合には、放送局は製作会社に対し、「著作権の対価」に係る部分を、製作委託費とは別に明示して支払っている 等

# 放送コンテンツの製作取引適正化に関する政府決定

## 知的財産推進計画2016(平成28年5月9日知的財産戦略本部決定)(抜粋)

(コンテンツ制作現場の環境の改善・取引の適正化)

・コンテンツ制作現場に適正にビジネス活動の利益が還元される環境を整備し、取引の適正化を図るため、独占禁止法及び下請代金支払遅延等防止法を厳正に運用するとともに、クリエイター等の就労環境の改善・向上の重要性にも鑑み、取引適正化に関するガイドラインの普及・啓発を進める。

## 日本再興戦略2016—第4次産業革命に向けて—(平成28年6月2日閣議決定)(抜粋)

第2 具体的施策 I 7. (2) i) ⑤ 下請事業者の取引条件の改善

(略)下請事業者が、取引停止などの影響を恐れて不適正な取引条件であっても言い出すことが難しい実態を踏まえながら、大企業の調達方針や取組方針に関するヒアリング、下請法等の運用の強化、取引上の問題事例やベストプラクティスを掲載した下請ガイドラインの更なる周知徹底、交渉ノウハウを普及するための下請かけこみ寺の機能拡充等によって、大企業の取引の適正化と中小企業の交渉力強化を同時に進め、中小企業の取引条件の改善を図る。また、継続的に取引実態を把握していくとともに、適正な取引慣行の定着に向けた広報を行う。

## 未来への投資を実現する経済対策(平成28年8月2日閣議決定)(抜粋)

第2章 取り組む施策 III. (2) 中小企業・小規模事業者の経営力強化・生産性向上支援

③下請等取引について、これまでの調査等で明らかになった手形支払や金型保管等の取引慣行における課題の改善につながるよう、下請法の運用基準における違反事例の充実を始め、独占禁止法その他の関連法規の運用を強化するとともに、業種別下請ガイドラインの充実・改善を行う。これらの施策を通じ、下請け企業等の中小企業の取引条件の改善を図る。